

今週の専門用語



更正を予知してされた修正申告書の提出

国税通則法65条1項は、期限内申告書が提出された場合に、修正申告書の提出があったときは、その納税者に対して過少申告加算税を課するとしており、同条5項は、修正申告の提出が、その申告に係る国税についての調査があったことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、過少申告加算税を課さないとしている。したがって、更正があるべきことを予知して修正申告書を提出した場合には、過少申告加算税が課されることになる。

日本私法学会

私法に関する研究、研究者相互の協力の促進等を目的とするわが国最大の学術団体で、民法・商法・民事訴訟法等の分野の研究者・実務家など2,000名余の会員を擁する。例年10月に開催される大会における個別研究報告、シンポジウム、ワークショップを中心に活動。今次の民法改正作業に絡んでは1998年・2008年のシンポジウム、2009年の拡大ワークショップでの議論があり、2008年の拡大ワークショップでは商取引仲介法制に係る報告等もなされた。

金融負債

日本の金融商品会計基準では、金融資産とは、現金預金、金銭債権、有価証券およびデリバティブにより生じる正味の債権等と定義している。一方、金融負債とは、金銭債務およびデリバティブにより生じる正味の債務等とされている。これは、他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務または潜在的に不利な条件で他の企業と金融資産もしくは金融負債（他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務）を交換する契約上の義務であると解されている。

編集室

◆政府税制調査会が平成23年度税制改正に向けた議論をスタート。法人課税の見直し、雇用促進税制や環境税の導入、納税環境整備などが論点となる見通し。12月中旬に税制改正大綱を取りまとめる予定だ。◆法人税率引下げに伴う財源確保に関しては、1つ間違えれば、日本の製造業等に大きな打撃を与えかねない可能性もある。民主党税制調査会とともに改正動向には注目したい。◆グループ法人税制が10月1日より施行されているが、今週号の特集は、国税庁が10月8日に公表したグループ税制Q&A第二弾。今号の立法担当者の解説とともにご覧頂ければ幸いである。

(MIN)

週刊T&A master 第374号

2010年10月18日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp